⑺　次に掲げるアからエまでのいずれかの条件を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置すること。

なお、設計技術者とは、設計業務等共通仕様書第1107条で定める管理技術者をいう。

ア　技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ウ　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

エ　土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者

※土木学会における土木技術者資格については、平成22年度の資格認定者より名称変更となっていることから新資格名を記載しているが、旧資格名も同様の取扱いとする。

⑻　予定設計技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的、かつ恒常的な雇用関係があること。

⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本建設工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、配置予定技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有し、かつダム工事総括管理技術者（コンクリートダム）の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成21年４月１日から公示開始日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、上記⑸①に掲げる工事の経験を有するものであること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成16年４月１日から公示開始日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、上記⑸②に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に配置予定技術者の同種工事の実績として評価対象とする。また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

同種工事の経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑽　本建設工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑾　申請書の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に、資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　優先交渉権者選定に関する事項

⑴　技術提案書の評価に関する基準　本案件は、雨竜川ダム再生事業として、既設の雨竜第２ダムの嵩上げ等の再開発を目的としたダム建設工事である。

雨竜第２ダムは約80年前に建設されており、調査ではすべてを把握できないダム堤体の構造に不確実な部分があり、また、施工の際には既設ダムの機能に支障を与えることがないよう既設堤体の挙動に与える影響に配慮する必要があることから、施工計画（施工方法）上の課題解決のため、設計段階において施工者の技術・経験を取り入れる技術協力・施工タイプを適用し下記⑵ア㋐及び㋑の技術提案を求めるものである。

⑵　技術評価点評価項目について

ア　技術提案の評価　90点

㋐　技術協力業務に関する提案　15点

㋑　主たる事業課題に関する提案　75点

・①　コンクリート打設工程に影響を与える不確実性のある工種に関して効果的な施工計画（施工方法）の提案：45点

・②　既設構造物の取り壊しや基礎掘削などに伴う既設堤体の挙動モニタリングと振動抑制の対策に関する提案：10点

・①、②を踏まえた経済性、工程の妥当性：20点

イ　ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価　１点

⑶　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記のアからエの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア　上記⑵ア㋑①の得点が高い者

イ　上記⑵ア㋑②の得点が高い者

ウ　上記⑵ア㋑①、②を踏まえた経済性、工程の妥当性の得点が高い者

エ　北海道開発局における工事区分「一般土木」における、総合審査数値の高い者

なお、上記エについて、共同企業体の場合は、代表者の総合審査数値とする。

⑷　技術提案書及び参考見積書についてヒアリングを行い、提案内容の確認を行う。

⑸　オーバースペックについて　技術提案において、過度なコスト負担を要する提案がなされた場合には、加点対象とはならない。

なお、代表的な事例として下記を想定している。

要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する設計図書や示方書等の規定の範囲を超えた高価な材料及び施工方法など、使用する必要性が低いと判断される提案。

⑹　競争参加資格があると認められるもので、上記⑵、⑶による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。

⑺　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務を契約締結すると同時に、本建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。

交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の委託契約締結及び価格等の交渉を行う。

⑻　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めにも帰すことができない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席専門官　電話011―611―0309（内線3244）